

国見町子育て応援ガイドブック

のびのび

～ あなたの子育てをサポートします ～



国見町

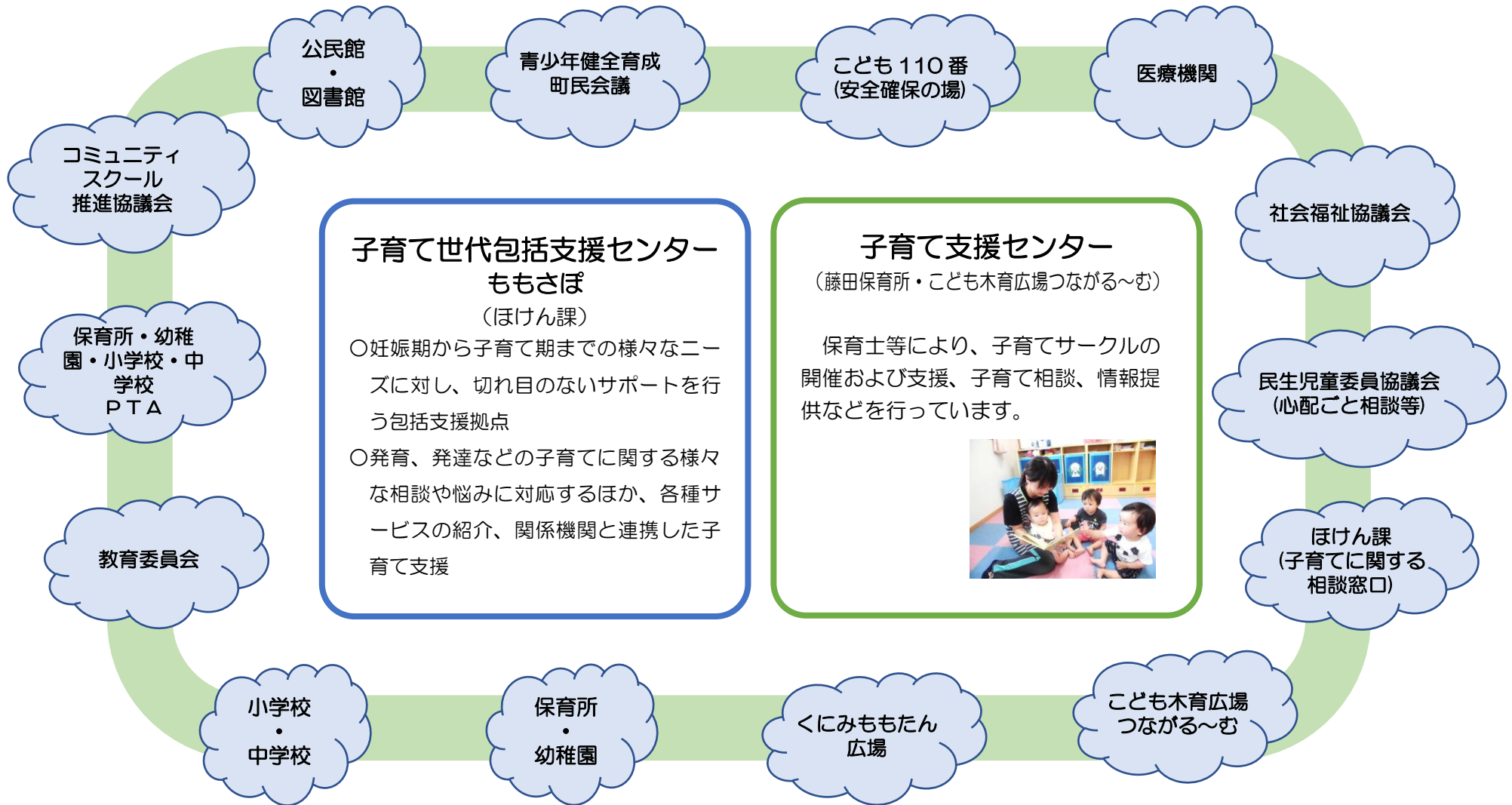
目 次

☆年齢別子育て応援一覧表	1
☆子育て世代包括支援センター	2
☆妊娠おめでとう！ 赤ちゃんが生まれるまで	3
1 母子健康手帳交付	
2 ももさぼ子育て相談	
3 妊婦健康診査	
◎ 父親となるあなたに～	
☆ようこそ！赤ちゃん 赤ちゃんが生まれてから	4
1 出生届の提出	
2 赤ちゃんの健やかな成長のために	
☆助成・手当・支援など	8
1 出産育児一時金	
2 児童手当	
3 子ども医療費助成	
4 国民年金保険料の産前産後期間免除制度	
5 その他の支援事業	
☆ひとり親家庭への支援	11
1 児童扶養手当	
2 ひとり親等家庭医療費助成事業	
3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付	
4 生活の支援・相談（公的支援機関）	
☆障がいのある子どものために	14
1 障害者手帳	
2 特別児童扶養手当	
3 障害児福祉手当	
4 重度心身障害者医療費助成	
5 その他のサービス	
6 児童の発達支援	
7 相談・支援窓口（公的支援機関）	
☆子育てを応援します！！	17
1 子育て支援センター	
2 学びと遊び	
3 子育てイベント	
☆保育所・幼稚園	20
1 藤田保育所	
2 くにみ幼稚園	
3 くにみ幼稚園預かり保育	
4 助成事業	
☆小学校・中学校・放課後児童クラブ	23
1 国見小学校	
2 県北中学校	
3 国見子どもクラブ	
4 青少年育成事業	
5 児童・生徒への支援	
☆子どもの病気やけが	27
1 月齢・年齢別で見る起こりやすい事故	
2 医療機関のかかり方	
3 福島市夜間急病診療所	
4 福島県子ども救急電話相談	
5 こども緊急サポート	
6 病後児保育	
☆子どもの虐待を防ぐために	30
☆身近な相談窓口 ～ひとりで悩まずに相談しましょう～	31
1 国見町内の相談窓口	
2 福島県相談支援機関	

年齢別 子育て応援一覧表

年齢 項目	妊娠前	妊娠中	出生～ 6カ月	7カ月～ 12カ月	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳	小学生	中学生
制度・手続き		妊娠届・母子健康手帳交付(P3) 国民年金保険料 (1号被保険者) 産前産後期間 免除申請(P9)	出生届(P4) すくすくももさぼ祝金(P4) 出産育児一時金(P8) 産後ケア事業(P4) 児童手当(P8)							
健康診断・ 予防接種		妊婦健康診査(P3)	産後2週間健診・産 後1カ月健診(P4) 3ヶ月検診(P5) 予防接種(P6)	9ヶ月検診(P5)	1歳6ヶ月検診(P5)		3歳6ヶ月検診(P5)			
子育てに関する 相談・事業	特定不妊治療 助成事業(P10)	ももさぼ子育て相談(P3) 子育て支援センター (藤田保育所・つながる～む) (P17)	しゃべる～む(P17) かんがる～む(P17)	イキイキ子育てクラブ 子育てひろば(P17)	あひる～む(P17)				青少年事業(P24)	
預ける・通う			保育所(P20)				幼稚園(P21) 預かり保育(P21)		小学校(P23) 子どもクラブ(P23)	中学校(P23)

国見町では、地域みんなで妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援をしています♡



妊娠おめでとう！

赤ちゃんが生まれるまで



1 母子健康手帳交付	ほけん課 保健係 電話 585-2783
妊娠に気づいたら、まず産科医療機関を受診しましょう。医療機関受診後に窓口においでください。「母子健康手帳」の交付を受けましょう。	〈お持ちいただくもの〉 ・マイナンバーカード ※ない場合は、通知カードと本人確認証明書（運転免許証やパスポート、保険証など）の提出が必要です。 交付時に、助産師、保健師による面談を行っています。時間がかかる場合もありますので、余裕を持ってお越しください。

2 ももさぼ子育て相談	子育て世代包括支援センター「ももさぼ」（国見町役場1階） ほけん課 保健係 電話 585-2783
妊娠、出産、育児などについて、助産師、保健師、栄養士がいつでも相談を受け付けています。	
★個別相談	
・妊娠・出産・子育てに関わる相談ができます。	
★ニコニコ相談会	
・月に1度、地域子育て支援センター（藤田保育所内）でニコニコ相談会を行っています。詳しくは町広報誌をご覧ください。 ※地域子育て支援センターについては17ページをご覧ください。	
★LINE相談	
・相談対応時間：平日（月～金曜日）9:00～17:00 ※土日、祝日、年末年始除く	LINE QRコード
【ももさぼ相談ルーム】国見町役場1階	
・授乳室を兼ねて母子が利用できる部屋です。	
・子育て相談の際にも利用できますので、係員にお声かけください。	

3 妊婦健康診査	交付：ほけん課 保健係 電話 585-2783 受診場所：産科医療機関
妊娠届出の際に母子健康手帳と一緒に「妊婦健康診査受診票」を交付しています。町では、妊婦健康診査の助成を16回分を行っています。	
※医療機関には、「母子健康手帳・妊婦健康診査受診票」を持参してください。	
※里帰りなどにより県外の医療機関での受診を希望される方は、ほけん課保健係までお問い合わせください。	
詳細はこちらをご覧ください→	

◎父親となるあなたに～	新しい家族を迎えるにあたり、父親となるあなたが家族に出来ることを夫婦で話し合いながら、これまでの働き方や生活を見直し、家事や育児をするきっかけにしてみましょう。母子手帳に詳しく掲載されていますので、ぜひご覧ください。
--------------------	--

ようこそ！赤ちゃん 赤ちゃんが生まれてから

1 出生届の提出	住民防災課 戸籍係 電話 585-2115
お子さんが生まれた日から <u>14日以内</u> に届出してください。届出書は、医療機関で交付されます。	<ul style="list-style-type: none">出生届書(医師等の出生証明があるもの)母子健康手帳届出人本人確認書類
2 赤ちゃんの健やかな成長のために	ほけん課 保健係 子育て世代包括支援センター「ももさぼ」 電話 585-2783
すくすくももさぼ祝い金	
出生した新生児に対し、新生児1人あたり10万円のお祝いを差し上げています。(令和3年4月1日以降)出生届時に、お子さんを出産した方、またはその配偶者の預金通帳をお持ちください。	
産後ケア事業	
出産後に育児等に強い不安がある方や疲労がたまっている方等を対象に、助産所などで日帰り(利用時間 10:00~16:00)や宿泊による、こころや身体へのケア、授乳指導や育児相談を受けることができます。一部自己負担がかかります。詳細は、ほけん課保健係まで問い合わせください。	
産婦健康診査(産後2週間健診、産後1ヵ月健診)	
妊婦健康診査に加えて、産後2週間健診と産後1ヶ月健診(産婦のみ、1人につき各1回分)の公費負担を行っています。「妊婦健康診査受診票」の冊子に受診票があります。	
新生児聴覚検査	
新生児聴覚検査(出産した医療機関で入院中に行う)の費用について一部助成をしています。「妊婦健康診査受診票」の冊子に受診票があります。	

こんにちは赤ちゃん事業（生後4か月までの全戸訪問）


赤ちゃんが生まれた家庭を助産師、保健師が訪問しています。育児や健康に関する様々な相談、子育て支援に関する情報提供を行っています。

☆この事業以外にも、妊産婦や乳幼児健診後の相談等に応じて、家庭訪問をしています。

乳幼児健診

乳幼児の健康管理や病気の早期発見、子育てについて相談する機会を設けるため、乳幼児の健康診査を行っています。対象となるお子さんには個別にお知らせします。日時等については、町広報誌や町ホームページでもお知らせしています。

月齢	健診内容
3・9か月児	小児科医の診察、身長・体重測定、離乳食、予防接種 歯とお口の健康等についてのお話、ブックスタート、保健指導
1歳6か月児	小児科医と歯科医による診察、身長・体重測定、栄養指導、歯磨き指導、心理判定員による相談・指導、子育てに関する不安や悩み等の相談、保健指導
3歳6か月児	小児科医と歯科医による診察、身長・体重測定、視力検査、聴力検査、栄養指導、歯磨き指導、心理判定員による相談・指導、子育てに関する不安や悩み等の相談、保健指導

予防接種	ほけん課 保健係 電話 585-2783	
<p>出生届の時に「予防接種手帳(予防接種予診票綴)」や冊子「予防接種と子どもの健康」をお渡ししています。</p> <p>予防接種は「個別接種」となり、保護者がお子さんの月齢に合わせ、医療機関で予防接種を受けていただくこととなります。表中の対象年齢・回数・実施期間内は無料で受けられます。</p>		

☆定期予防接種☆ (予防接種法に基づいて市町村が実施するもの)

種 類		対 象 年 齢 () 内は標準的な接種時期	回 数
ロタウイルス	1価	生後6週から24週未満	2回
	5価	生後6週から32週未満	3回
ヒブ		生後2か月から5歳未満 (初回接種開始時に生後2か月から7か月未満)	接種開始年齢により 回数が異なります
小児用肺炎球菌		生後2か月から5歳未満 (初回接種開始時に生後2か月から7か月未満)	
B型肝炎		1歳未満(生後2か月から9か月未満)	3回
四種混合 ・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・ポリオ	1期初回	生後3か月から7歳6か月未満 (生後3か月から1歳未満)	3回
	1期追加	生後3か月から7歳6か月未満 (初回終了後、1年から1年6か月未満)	1回
BCG		1歳未満(生後5か月から8か月未満)	1回
麻しん風しん混合	1期	1歳から2歳未満	1回
	2期	5歳から7歳未満で小学校就学前の1年間	1回
水痘		1歳から3歳未満(1歳から1歳3か月未満)	2回
日本脳炎	1期初回	生後6か月から7歳6か月未満(3歳)	2回
	1期追加	生後6か月から7歳6か月未満(4歳)	1回
二種混合 ・ジフテリア ・破傷風		11歳以上13歳未満(小学6年生)	1回
子宮頸がん 予防ワクチン		小学6年生から高校1年生相当の女子(中学1年生) ※現在、積極的には接種をお勧めしていません。	3回

※表中の「至る」、「未満」とは対象年齢の前日までを意味しています。

☆任意予防接種☆

種 類	対 象 年 齢	助成額
インフルエンザ	生後6か月から高校3年生相当	1,000円(1回のみ)

定期予防接種スケジュールの例

予防接種のスケジュールは、それぞれの予防接種の望ましい接種時期の例を示しています。

実際に接種する予防接種とスケジュールについては、かかりつけ医などと相談しましょう。

丸囲み数字（①、②など）は、ワクチンの種類毎に接種の回数を示しています。


	乳児期									幼児期						学童期					
		2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月～	12か月	15か月～	18か月～	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上
ロタウイルス	1価	①	②																		
	5価	①	②	③																	
ヒブ		①	②	③						④											
小児用肺炎球菌		①	②	③						④											
B型肝炎		①	②				③														
四種混合			①	②	③						④										
BCG					①																
麻しん風しん混合(MR)										①						②					
水痘										①	②										
日本脳炎														①	②	③					④9～12歳 (2期)
二種混合																					① 11歳～12歳


予防接種に行く前のチェック

1. お子さんの体調はよいですか。
2. 今日受ける予防接種について理解していますか。
3. 母子健康手帳は持ちましたか。(念のため保険証も)
4. 予診票の記入は済みましたか。

助成・手当・支援など

1 出産育児一時金	町国民健康保険加入の方 ほけん課 国保係 電話 585-2785 上記以外の健康保険加入の方 勤務先または加入している健康保険
出産される方に加入する健康保険から 1 児ごとに 42 万円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等において出産の場合は 40.4 万円）が支給されます。	

2 児童手当	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793 	
児童手当は、中学校卒業までの児童（15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童）を養育している方が受給することができます。ただし所得が一定額以上の場合、支給額が制限されます。 ◆申請手続き◆ ・健康保険証（請求者のもの）・請求者本人名義の預金通帳 ・はんこ ・請求者及び配偶者のマイナンバーカード（または通知カードと本人確認の証明書）		
支給額（一人当たりの月額）	※令和 3 年度	支払時期
3 歳未満	15,000 円	毎年 2 月、6 月、10 月にそれぞれの前月分までが支給されます。
3 歳以上～小学生	10,000 円	
※第 3 子以降	15,000 円	
中学生	10,000 円	
所得制限世帯	5,000 円	

3 子ども医療費助成	ほけん課 国保係 電話 585-2785 				
子どもの入院、通院の医療費（保険診療）の自己負担金や入院時の食事療養費を助成しています。ただし、高額療養費や健康保険組合等で附加給付があった場合にはその分を除きます。					
●助成対象者	国見町に住所を有し、健康保険に加入している子ども（出生から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）の保護者※生活保護受給者を除く				
●受給資格者証申請手続き	・健康保険証（子どものもの）・はんこ ・振込希望の預金通帳 ・受給資格者（保護者）の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）				
●助成の受け方	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">社会保険共済組合等</td> <td> 医療機関等の窓口で「保険証」と「受給資格者証」を提示することで自己負担金の支払いがなくなります。医療機関などで自己負担金を支払った場合は、領収書もしくは保険診療証明書を提示し医療費助成の申請を行ってください。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国見町国民健康保険</td> <td> 医療機関等の窓口で「保険証」を提示することで自己負担の支払いがなくなります。ただし、入院した時の食事療養費など窓口で負担があった場合は、手続きが必要になりますので、ほけん課国保係にお問い合わせください。 </td> </tr> </table>	社会保険共済組合等	医療機関等の窓口で「保険証」と「受給資格者証」を提示することで自己負担金の支払いがなくなります。医療機関などで自己負担金を支払った場合は、領収書もしくは保険診療証明書を提示し医療費助成の申請を行ってください。	国見町国民健康保険	医療機関等の窓口で「保険証」を提示することで自己負担の支払いがなくなります。ただし、入院した時の食事療養費など窓口で負担があった場合は、手続きが必要になりますので、ほけん課国保係にお問い合わせください。
社会保険共済組合等	医療機関等の窓口で「保険証」と「受給資格者証」を提示することで自己負担金の支払いがなくなります。医療機関などで自己負担金を支払った場合は、領収書もしくは保険診療証明書を提示し医療費助成の申請を行ってください。				
国見町国民健康保険	医療機関等の窓口で「保険証」を提示することで自己負担の支払いがなくなります。ただし、入院した時の食事療養費など窓口で負担があった場合は、手続きが必要になりますので、ほけん課国保係にお問い合わせください。				


4 国民年金保険料の 産前産後期間免除制度		ほけん課 国保係 電話 585-2785
国民年金第1号被保険者が出産した場合、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。(平成31年4月1日施行)		
●対象者	国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方	
●免除される期間	出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヵ月間(産前産後期間) ※多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3ヵ月前から6ヵ月間。	
●申請手続き	出産予定日の6ヵ月前から手続き可能です。申請書はほけん課国保係に備え付けてあります。 産前、産後で必要書類が異なりますので、ほけん課国保係にお問い合わせください。	

5 その他の支援事業	
ブックスタート	国見町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 電話 585-2676
乳幼児健診(3か月健診)のときに、「絵本」と「赤ちゃん絵本を開く楽しい体験」をプレゼントする取り組みです。赤ちゃんとお保護者が、絵本を介して、心ふれあうひとときを持つきっかけをお届けします。 ※子ども移動図書館指導員が当日のお子様の様子に合わせて取り組みます。	

木育推進事業	産業振興課 農林振興係 電話 585-2986
町では、平成27年度に「ウッドスタート」を宣言し、子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と共に生きる」取り組みとして、毎年赤ちゃんが生まれた世帯へ「誕生祝い品の贈呈」を行っています。	

居住支援	建設課 管理係 電話 585-2972
国見町定住促進住宅(藤田字藤田二1番地2)に入居している方で、18歳未満の子を扶養している場合は1人につき住宅使用料を月額1,500円減額。 入居にあたり所得制限はありません。	

チャイルドシートの貸出事業	桑折地区交通安全協会 (福島北警察署桑折分庁舎内) 電話 582-5488
桑折地区交通安全協会では、子育て支援策の一環として、チャイルドシート及びベビーシートの貸出しを行っています。	
●貸出対象者	交通安全協会会員で、国見町在住者
●貸出期間	チャイルドシートは最大1年、ベビーシートは最大6カ月。 ただし、在庫があれば貸出期間の延長も可能です。

福島県子育て応援パスポート事業「ファミたんカード」	
幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119 	
福島県では、市町村や事業者の方と連携して子育て応援パスポート「ファミたんカード」事業を実施しています。 カードを協賛店で提示すると様々な子育て応援サービスが受けられます。 全国47都道府県で使えるようになりましたので、詳しい協賛店、サービス内容は福島県のホームページをご覧ください。	
●対象者	18歳に達した最初の3月31日を迎えるまでの子どもとその家庭
●申請手続き	申請書は幼児教育課幼児教育係にありますので、お子さんの生年月日を証明できるもの(健康保険証など)を持参ください。

特定不妊治療費の助成	ほけん課 保健係 電話 585-2783
子どもを希望しながらも恵まれない夫婦に対し、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精の治療費の一部を助成します。	
●助成対象者	(1) 福島県特定不妊治療費助成事業の決定を受けている方。 (2) 夫婦または夫婦いずれかが国見町に在住の方。 (3) 夫婦または夫婦いずれかが町外で特定不妊治療費の助成を受けておらず、町税の滞納がない方
●助成の内容・回数	治療費から県の助成額を差し引いた額のうち、1人1回あたり10万円を上限として助成します。 初めて助成を受ける際、妻の治療開始年齢が40歳未満の方は43歳に達するまで通算6回まで、40歳以上の方は、43歳に達するまで通算3回までを上限とします。
●申請手続き	町の申請書に以下の書類を添付して提出してください。 ・福島県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し ・福島県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し ・医療機関の領収書 ※詳しくは、ほけん課保健係までお問い合わせください。

ひとり親家庭への支援

1 児童扶養手当

福祉課 社会福祉係 電話 585-2793

父又は母と生計を同じくしていない児童が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給されます。

ただし、公的年金や遺族補償等を受けている方や請求者または、扶養義務者の所得が限度額を超える方は手当の全部または一部が支給されない場合があります。

● 支給資格者

下記に該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童(心身に一定の障がいがあるときは 20 歳未満)を監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は父母に代わってその児童を養育している方

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が不明である児童
- (5) 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が母又は父の申し立てにより DV 保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

● 手当額（令和 3 年 7 月現在）

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童 1 人のとき	月 43,160 円	所得に応じて月 10,180 円から 43,150 円まで 10 円きざみの額
児童 2 人目の加算額	月 10,190 円	所得に応じて月 5,100 円から 10,180 円まで 10 円きざみの額
児童 3 人目の加算額 (1 人につき)	月額 6,110 円	所得に応じて月 3,060 円から 6,100 円まで 10 円きざみの額


● 申請手続き


◆ 持参するもの ◆

- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本
- ・ 請求者と対象児童が同居する世帯全員の住民票の写し
- ・ 請求者本人名義の預金通帳の写し
- ・ はんこ
- ・ 請求者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーカード
(または通知カードと本人確認の証明書)



※その他必要書類は、申請者により異なりますので、詳しくは窓口にてご相談ください。

2 ひとり親等家庭医療費助成事業		福祉課 社会福祉係 電話 585-2793
母子家庭、父子家庭等の経済的負担の軽減のため、医療費の一部を助成しています。（所得制限等があります）		
●対象者	ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、父又は母に一定の障害がある家庭、父母のない家庭）の18歳未満の児童とその児童を養育している方	
●助成内容	対象者が医療機関の窓口で支払った医療費（医療保険適用による自己負担分）について、同一受診月ごとに1つの家庭の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に、その1,000円を超えた金額が給付されます。 資格登録後、受給者証が交付されますので、医療機関にかかった際に助成申請書とともに提示し、支払った医療費についての証明を受け、助成の申請をしてください。	
●申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証（親と児童） 戸籍謄本（親と児童） 請求者本人名義の預金通帳の写し はんこ マイナンバーカード（請求者、対象児童、扶養義務者のもの） （または通知カードと本人確認の証明書） ※その他必要書類は、申請者によって異なりますので、詳しくは窓口でご相談ください。	

3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付		福祉課 社会福祉係 電話 585-2793
児童の修学や生活の安定のために必要な資金を無利子または低利で貸し付けます。 		
●対象者	20歳未満の児童を扶養する配偶者のいない女子（男子）、父母のいない20歳未満の児童、配偶者のいない女子（男子）が扶養している児童、母子家庭で子どもが成人した母親等	
●種類	修学資金、就学支度資金、就業資金、生活資金、住宅資金等	

4 生活の支援・相談(公的支援機関)

福島県母子家庭等就業・自立支援センター

電話 0120-650-110

子育てと両立させながら、自分に合った職場で安心して働きたいひとり親の方の相談窓口です。相談員がその方の適性や条件に合った働き方を提案するとともに、書類添削や面接対策そして自立のためのプログラム作成等きめ細やかなサポートを無料で行います。

●利用時間	午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始を除く）
●場 所	福島市八木田字中島 36-1 株式会社トーネット八木田本社内

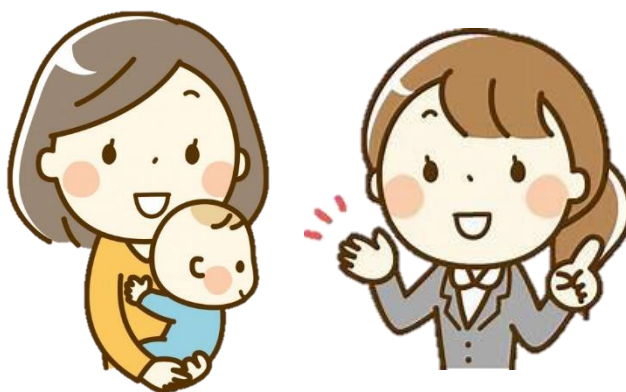
福島県女性のための相談支援センター




相談専用電話 024-522-1010


配偶者や交際相手などからの暴力、離婚問題、生活問題、家庭問題などさまざまな悩みの相談に応じています。

●相談時間	午前9時～午後9時（祝日、年末年始を除く）
-------	-----------------------





障がいのある子どものために

1 障害者手帳	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793 
身体障害者手帳	<p>身体に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付されます。</p> <p>●身体障害の種類 肢体不自由、視覚機能、心臓機能、じん臓機能、免疫機能 音声・言語、そしゃく機能、聴覚・平衡機能、呼吸器機能 直腸・ぼうこう機能、小腸機能 など</p>
療育手帳	<p>知的に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。</p> <p>障がい程度に応じて、「A(最重度、重度)」、「B(中度、軽度)」の手帳が交付されます。</p>
精神障害者 保健福祉手帳	<p>精神に障害のある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます。</p>

2 特別児童扶養手当	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793 
<p>●受給資格者 身体または精神に中度または重度の障がいを有する 20 歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している方。 ただし、次に該当する場合、手当は支給されません (1)児童が障がい児入所施設などの施設に入所している場合 (2)児童が障がいを理由として厚生年金等の公的年金を受けることができる場合 (3)受給者本人や生計を同じくする扶養義務者等の所得が限度額以上の場合</p>	
●手当の額（令和3年度）	
1級（重度障がい）児童 1人につき	月額 52,500 円
2級（中度障がい）児童 1人につき	月額 34,970 円

3 障害児福祉手当	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793
<p>在宅の重度障がい児（20歳未満）で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護をする人に対して、障害児福祉手当が支給されます。 支給額は、月額 14,880 円です。（令和3年度）</p>	

4 重度心身障害者 医療費助成	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793	
重度の心身障がいを持つ方の健康を確保するため、医療費の自己負担分を助成します。		
● 対象者	身体障害者手帳 1 級～3 級の方 療育手帳 A・B の方 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 精神障害者保健福祉手帳 2 級～3 級で身体障害者手帳所持者	

5 その他のサービス	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793	
育成医療の給付	18 歳未満の児童で疾患等により、将来において障がいが残るおそれがあり、確実に治療効果が期待できる場合、医療費が給付されます。	
障害福祉サービス	障がいのある方が、日常生活を営むために必要な各種サービスを利用できます。居宅介護（入浴、排泄、食事の介護等）短期入所（施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護等必要な支援を行う）等があります。 ※原則 1 割（所得に応じ上限月額あり）の自己負担	
障がい児通所サービス	「児童発達支援」：療育が必要と認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適当訓練等の支援を行います。 「放課後等デイサービス」：学校に就学しており、支援が必要と認められた児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。 ※原則 1 割（所得に応じ上限月額あり）の自己負担	
補装具費支給	障がいに応じて義肢、装具、歩行器、杖、車いす、眼鏡、補聴器などの購入又は修理に係る補装具費が給付されます。 ※原則 1 割の自己負担	
日常生活用具給付	在宅の重度障害児：日常生活に必要な用具（特殊寝台、特殊便器、紙おむつ等）が給付されます。 ※原則 1 割の自己負担	

6 児童の発達支援	ほけん課 保健係 電話 585-2783
	学校教育課 学校教育係 電話 585-2892
	幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119
	幼児ことばの教室（くにみ幼稚園内）電話 585-2811
関係機関で連携を図りきめ細かな相談支援を行います。ことばの遅れや行動など、心配なお子さんの発達についての相談に応じ、支援します。	
早期教育相談会	3歳以上児について、主に発達に関する教育相談や必要な情報の提供、助言を行うとともに、各機関との連絡・調整を行う相談窓口になります。(学校教育課)
幼児ことばの教室	くにみ幼稚園内に開設し、未就学児のことばの遅れや、発音(構音、吃音)などの相談・支援を行います。(幼児教育課)

7 相談・支援窓口（公的支援機関）

相談機関	相談内容	相談日時
福島県教育委員会 特別支援教育センター	特別な支援を要する子どもの生活面、学習面の改善に向けた相談	☎024-951-5598(相談専用) 月曜から金曜 (来所相談は火曜から金曜:要予約) 午前9時～午後5時
福島県 中央児童相談所	18歳未満の児童に関するあらゆる相談	☎024-534-5101 月曜から金曜 午前8時30分～午後5時15分
県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	子育てや子どもについての相談	☎024-534-4155 月曜から金曜 午前8時30分～午後5時15分
	DV等女性のための相談	☎024-534-4118
福島県教育委員会 県北教育事務所	乳幼児から学校在学中の障がいのある子どもやLD・ADHD等特別な支援を要する子どもの相談	☎024-521-2818 月曜から金曜(祝日を除く)
地域支援センター 目の相談室のびのび (視覚支援学校内)	視覚障がいのある子どもの養育や教育に関する相談	☎024-534-2574 月曜から金曜(祝日を除く)
地域支援センター みみらんどふくしま (聴覚支援学校福島校内)	聴覚障がいのある子どもの養育や教育に関する相談	☎024-531-5013 月曜から金曜(祝日を除く)
地域支援センター ささっこ (大笹生支援学校内)	知的障がいや特別な支援が必要な子どもの養育や教育に関する相談	☎024-558-8710 月曜から金曜(祝日を除く)
地域支援センター きらら (須賀川支援学校医大校内)	病弱障がいや特別な支援が必要な子どもの養育や教育に関する相談	☎024-548-2541 月曜から金曜(祝日を除く)
障がい者110番 (障がい者社会参加推進センター内)	障がい者(身体・知的・精神)の福祉、就労等に関する相談	☎024-563-5110(専用) 月曜から金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

子育てを応援します！！

1 子育て支援センター

国見町地域子育て支援センター 藤田保育所

国見町大字山崎字館東 12 番地 1 電話 585-2374
 幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119



★藤田保育所内にある「国見町地域子育て支援センター」では、育児相談、子育てサークル等へのお手伝いなど様々な事業を行っています。

※新型コロナウイルス感染症対策のため内容が変更になる場合がありますので、ご利用の際は施設までお問い合わせください。

●事業内容と開催日

事業名	開催日・時間	内 容	対象・申込先
子育てひろば ニコニコ相談会	町広報誌でお知らせしています。 午前10:00~11:00	妊娠中の健康管理や栄養相談、乳幼児の身体測定、栄養相談、子育て相談	妊婦、就学前の乳幼児とその保護者及び祖父母 (申込先) ・ほけん課保健係 ・地域子育て支援センター
イキイキ子育てクラブ	第2・第4水曜日 (年17回) 午前10:00~11:00	年間活動計画による親子活動、親子の交流、子育て相談	就学前の乳幼児とその保護者及び祖父母 (申込先) ・地域子育て支援センター
子育てひろば	第3水曜日 午前10:00~11:00	親子の交流、情報交換、子育て相談	就学前の乳幼児とその保護者及び祖父母 (申込先) ・地域子育て支援センター

国見町地域子育て支援センター こども木育広場つながる〜む

国見町大字藤田字日渡二 18 番地 1 (道の駅国見あつかしの郷構内)

電話 573-1330

幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119





★道の駅国見あつかしの郷構内にある「こども木育広場つながる〜む」は、木のおもちゃを中心とした遊び場の提供、子育て相談や育児サークル、一時預かりなど様々な事業を行っています。


※新型コロナウイルス感染症対策のため、事業の内容を変更及び中止とする場合があります。また、開設時間等変更になる場合がありますので、ご利用の際は施設までお問い合わせください。


●事業内容と開催日

事業名	開催日・時間	内 容	対 象
しゃべる〜む	随時 午前10:00~11:00	子育て相談	妊婦、就学前の乳幼児とその保護者及び祖父母
子育てサークル かんがる〜む	第2火曜日 午前10:00~11:00	年間活動計画による親子活動・交流、子育て相談	0歳児とその保護者及び家族
子育てサークル あひる〜む	第4火曜日 午前10:00~11:00	年間活動計画による親子活動・交流、子育て相談	1歳以上児とその保護者及び家族
ワークショップ	第1・第3火曜日 午前10:00~11:30	親子向けのワークショップ	未就学児その保護者及び家族
一時預かり	10:00~16:00のうち 最長3時間 ※原則事前予約	保護者の一時的な用事等で子どもを預かることができます。	1歳以上の未就学児 ※1時間500円

2 学びと遊び

国見町図書館 (国見町観月台文化センター)		国見町大字藤田字観月台 15 番地 生涯学習課 生涯学習係 電話 585-2676	
観月台文化センター内の国見町図書館は、自由に利用できます。 図書館には、新刊や昔話、絵本や民話に加え紙芝居など、 児童向けの絵本を多数取り揃えています。赤ちゃん絵本コーナーもあります。			
国見町公民館 (国見町観月台文化センター)		国見町大字藤田字観月台 15 番地 生涯学習課 生涯学習係 電話 585-2676	
子育て応援講座	乳幼児向けの講座や小学生の親子を対象に、創作教室、料理教室などを開催しています。		
家庭教育講座	国見小学校における就学時検診での待ち時間を利用し、保護者対象の講演会を実施しています。		


屋内遊び場 くにみももたん広場		国見町大字徳江字下谷地田 15 番地 電話 585-5799 幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119	
親子で、思いっきり飛んだり跳ねたり楽しめる施設です。 ハロウィンやクリスマスなど、季節ごとに楽しめる活動も行っています。			
●定員：各回 30 名 ※新型コロナウイルス感染症対策のため定員及び時間が変更になる場合がありますので、ご利用の際は、施設までお問い合わせください。			
●開館時間 (各回完全入替制)	平日 第 1 回 10 時 30 分～11 時 30 分 第 2 回 13 時 15 分～14 時 45 分 土曜・日曜・祝日 第 1 回 10 時 30 分～11 時 30 分 第 2 回 13 時 15 分～14 時 15 分 第 3 回 15 時 00 分～16 時 00 分		
●休館日	毎週水曜日（祝日の場合は開館し、翌日休館）、年末年始		
●対象年齢	小学生以下の子どもとその保護者		
●利用条件	保護者同伴（保護者 1 名につき、子ども 3 名まで利用可） 安全確保のため、混雑時は入場を制限する場合があります。		
●遊具の種類	エアトラック、エアキャッスル、スライドキャッスル、 サイバーホイール、ボールプール、クライミングウォール ロールプレイゾーン、ベビーゾーン ※新型コロナウイルス感染症対策のため、一部使用できないものもあります。詳細は お問い合わせください。		


こども木育広場つながる～む		国見町大字藤田字日渡二 18 番地 1 道の駅国見あつかしの郷 電話 573-1330 幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119
木のかおり、ぬくもりを感じながら、ゆったりと親子で過ごす広場です。		
●定員：各回 20 人 ※新型コロナウイルス感染症対策のため開設時間等変更になる場合がありますので、ご利用の際は施設までお問い合わせください。		
●開館時間 (各回完全入替制)	平日 第 1 回 10 時 00 分～11 時 00 分 第 2 回 14 時 00 分～15 時 00 分 土曜・日曜・祝日 第 1 回 10 時 00 分～10 時 45 分 第 2 回 13 時 00 分～13 時 45 分 第 3 回 15 時 00 分～15 時 45 分 ※混雑時は入替え制入場整理券配布	
●休館日	毎週火曜日(サークル、ワークショップ開催)、年末年始	
●対象年齢	未就学児とその保護者	
●利用条件	保護者同伴(保護者 1 名につき、子ども 2 名まで利用可) 安全確保のため、混雑時は入場を制限する場合があります。	
●遊具の種類	すべり台(大小 1 台)、ももころがし、ジャングルジム、 木のたまごのボールプール、ボルダリングなど ※新型コロナウイルス感染症対策のため使用できないものもあります。詳細はお問い合わせください。	

3 子育てイベント		幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119
※新型コロナウイルス感染症対策のため、 内容が変更・中止になる場合があります。		
子育ての日	11 月の第 3 日曜日「子育ての日」にももたん広場、こども木育広場つながる～むにおいて、親子の創作活動を実施します。	
つながるふえす	ママたちのネットワーク作りや出会いの場となるイベントを定期的で開催しています。 ママたちが笑顔でつながる癒しの場となり、ママの「好き、得意、経験」を活かした出展ブースなど家族みんなで楽しめるイベントです。	

保育所・幼稚園

国見町では、早期幼児教育の重要性に鑑み、3～5歳児はくにも幼稚園、0～2歳児は藤田保育所で幼児教育・保育を実施しています。

1 藤田保育所	国見町大字山崎字館東 12 番地 1 電話 585-2374		
<ul style="list-style-type: none"> ● 定員：72 名 ● 入所要件：国見町在住の生後 8 週経過～2 歳児の保護者が次のいずれかに該当する場合 			
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育を必要とする理由 就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障害・看護・介護・災害復旧・就学・求職活動（90 日以内、年度当初は 2 ヶ月間）・育児休業取得中の継続利用、児童福祉の観点から必要と認められる場合など 			
● 保育時間：月～土曜日（祝祭日・年末年始は休み）			
区 分	保育標準時間（最大保育時間）	保育短時間（最大保育時間）	
通常保育	午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分	午前 8 時～午後 4 時	
延長保育 （別途申込） 保育料 30 分 60 円	午前 7 時～午前 7 時 30 分 午後 6 時 30 分～午後 7 時 30 分	午前 7 時～午前 8 時 午後 4 時～午後 7 時 30 分	
● 保育料	月額 0～35,000 円（保護者の課税状況により決定） 「国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則」に基づき算定します。		
● 申込み場所	幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119		
● 入所申込み	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度 4 月の入所申込みは、1 1 月頃に期日を定めて行います。（広報誌・町ホームページ等でお知らせします。） ・年度途中の場合は、事前に申込書類をお受け取りのうえ、入所希望月の前月 15 日（休日の場合は翌平日）までにお申込みください。 		
一時預かり	国見町大字山崎字館東 12 番地 1 電話 585-2374		
<p>保護者の就労、病気、冠婚葬祭、育児に伴う負担解消などのため、一時的に保育所にお子さんを預けることができます。平均週 3 日（月 12 日）程度を限度に利用できます。事前に藤田保育所へ申込みください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の理由により、利用限度日数等が変更になる場合があります。</p>			
● 対象児童	満 1 歳～就学前児		
● 保育時間	月～金曜日（祝祭日・年末年始は休み） 午前 9 時～午後 4 時 00 分（要相談）		
● 一時保育料	3 歳未満 4 時間超 1,400 円、4 時間内 700 円 3 歳以上 4 時間超 1,300 円、4 時間内 650 円		

2 くにみ幼稚園		国見町大字森山字太田川 36 番地 電話 585-2882	
<p>幼稚園は、幼児に対し就学前の教育を行うことを目的とした学校教育法に基づく施設です。</p> <p>くにみ幼稚園では、「あかるい子ども」「つよい子ども」「かんがえる子ども」「しんせつな子ども」を教育目標に、「主体的にかかわり学ぶ子どもの育成」を図ることを重点目標として教育活動を行っています。また、読書活動・英語活動・運動教室・食育教室などを取り入れ、コミュニティ・スクールを基盤とした保幼小中一貫教育を推進しています。</p>			
●対象児童	国見町在住の3歳児、4歳児、5歳児		
●保育時間	平日 午前8時10分～午後1時30分		
●保育料	国の幼児教育無償化により保育料は無償。 ※別途、月額1,200円程度（PTA会費・教材費など）		
●申込み場所	幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119 くにみ幼稚園 電話 585-2882		
●入園申込み	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年4月からの入園申込みは、11月頃に対象者へ通知及び広報等でお知らせし、期日を定めて行います。 ・年度途中の入園申し込みは、随時受け付けています。 		
3 くにみ幼稚園 預かり保育		国見町大字森山字太田川 36 番地 電話 585-4784 幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119	
<p>くにみ幼稚園に入園している園児で、降園後の家庭保育が困難な園児を対象に預かり保育を実施しています。</p>			
保育時間	平日	午前7時00分～午前8時10分及び 午後1時30分～午後7時30分	
	土曜日	午前7時00分～午後6時30分	
	長期休業日等	午前7時00分～午後7時30分	
●預かり保育料	利用日数に応じて、最大月額11,300円まで無償。 （月間利用日数25日まで無償、上限額を超えた分は自己負担。） 「国見町立幼稚園預かり保育条例」に基づきます。 ※その他おやつ等実費負担一律月額1,500円		
一時預かり	国見町大字森山字太田川 36 番地 電話 585-4784 幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119		
<p>保護者の仕事、急な傷病、私的理由などのため、週3日程度を限度に利用することができます。利用したい日の7日前(緊急の場合は前日)までに幼児教育課又はくにみ幼稚園に申込みください。</p>			
●一時保育料	平日 1日300円、土曜・長期休業等 1日500円 ※おやつ代別途負担		

4 助成事業	幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119
幼稚園通園費助成事業	<p> 町内に住所を有し、国見町立幼稚園に在園する幼児の保護者で、通園距離が片道2キロメートル以上の場合、園児及び付添いの保護者が通園のために利用するまちなかタクシーの運賃を助成する事業です。 ※詳細は、幼児教育課幼児教育係までお問い合わせください。 </p>
多子世帯の保育料助成	<p> 小学校就学前の児童が3人以上いるご家庭で、くにみ幼稚園、藤田保育所を利用している第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。 国見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則によりすでに減額を受けている場合は対象外です。 </p>



小学校・中学校・放課後児童クラブ

1 国見小学校		国見町大字藤田字町尻一 2 番地 電話 585-2041 学校教育課 学校教育係 電話 585-2892
●入学の手続き	9 月上旬	次年度入学するお子さんに「就学児健康診断のお知らせ」が教育委員会から届きます。 お子さんが元気に通学できるよう学校保健安全法によって定められていますので、必ず受けてください。
	10 月上旬	入学予定の学校で「就学児健康診断」を受けます。
	1 月下旬	「入学通知書」を通知します。転居、区域外就学等の予定のある方は、学校教育課までご連絡願います。
	2 月中旬	小学校で新入学生保護者説明会を実施します。
●スクールバス利用の申込み		小学校統合により旧藤田小学校以外から通学する児童がスクールバスを利用しています。（一部の旧藤田小学校学区では希望すれば最寄りのバス停から利用できます。）申込については、12 月に幼稚園を経由して配布いたします。
2 県北中学校		国見町大字森山字西上野 20 番地 電話 585-2372 学校教育課 学校教育係 電話 585-2892
●入学の手続き	1 月下旬	「入学通知書」を通知します。転居、区域外就学等の予定のある方は、学校教育課までご連絡願います。
	2 月中旬	中学校で、新入学生保護者説明会を実施します。
3 国見子どもクラブ		国見町大字藤田字町尻一 20 番地 電話 585-2334 幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119
国見小学校児童で、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童を対象に学習や運動、遊びなどを複数学年の集団生活の中で行い、保護者の帰宅までの時間に適切な生活の場を提供します。 ※定員 140 人		
●開設時間		月～土曜日（祝祭日、お盆及び年末年始は休み） 平日：放課後～午後 7 時 土曜日：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 長期休業日等：午前 7 時 30 分～午後 7 時

● 通年利用負担金	月額 0～4,000 円の範囲内で保護者の課税状況により決定します。 「国見町放課後児童健全育成事業条例」に基づきます。※傷害保険料、おやつ代別途負担
● 入所手続き	幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119
● 入所申込み	年度途中の入所申込みは、随時受け付けています。ただし、次年度 4 月からの入所申込みは、11 月頃に期日を定めて行います。(町ホームページ及び小学校、幼稚園を通してお知らせします。)
一時利用	国見町大字藤田字町尻一 20 番地 電話 585-2334 幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119
保護者の仕事、急な傷病、私的理由などのため、一時的に子どもクラブを利用することができます。週 3 日程度を限度に利用でき、7 日前(緊急の場合は前日)までに役場幼児教育課へ申込みが必要です。	
● 保護者負担金	平日 日額 300 円、土曜、長期休業等 1 日開所 日額 500 円 ※傷害保険料、おやつ代別途負担

4 青少年育成事業	国見町大字藤田字観月台 15 番地 (国見町観月台文化センター) 国見町図書館・国見町公民館 国見町青少年育成町民会議 生涯学習課 生涯学習係 電話 585-2676
子ども移動図書館	国見町図書館では、国見小学校 1～3 年生を対象に、読書に対する意欲を高めるとともに創造性を育て、豊かな情線を養うことを目的として、小学校の昼休み時間に訪問して、図書館の図書の貸し出しを行っています。 創作や人形劇など体験・鑑賞する活動も行っています。
子ども司書講座・活動	国見町図書館では、国見小学校 4～6 年生を対象に、本に親しみ、豊かな心を養い、司書のノウハウを学習し、読書のすばらしさを伝える図書リーダー養成に取り組んでいます。 認定を受けた子ども司書は絵本の読み聞かせや図書館の活動などに参加し取り組みます。
国見っ子わんぱく広場	国見町公民館では、国見小学校 1～3 年生を対象に、指導員に見守られながら、スポーツや創作活動などの様々な体験と地域住民との交流活動に取り組んでいます。 「国見子どもクラブ」との連携を図り、月 1 回程度活動しています。

少年仲間づくり教室	国見町公民館では、国見小学校 4～6 年生を対象に、自然体験キャンプやレクリエーション、創作活動等に取り組んでいます。 月 1 回程度活動しています。
国見町青少年育成町民会議奨励金	国見町青少年育成町民会議では、文化及びスポーツ活動の各分野において、すぐれた成績をおさめた国見町の青少年（25 歳未満）又は国見町に活動の本拠が有る青少年団体（主たる構成員が、25 歳未満）に対し、奨励金を支給しています。 ※奨励金の交付を受けるには申請が必要です。

5 児童・生徒への支援			
校内教育相談体制	学校教育課	学校教育係 国見小学校 県北中学校	電話 585-2892 電話 585-2041 電話 585-2372
児童生徒、保護者等の相談窓口として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しています。			
いじめ問題対策連絡協議会	学校教育課	学校教育係	電話 585-2892
町では、いじめ防止等に関する機関及び関係団体の連携を図るため、協議会を設置しています。			
給食費無償化	学校教育課	学校教育係 給食センター	電話 585-2892 電話 529-1551
令和 3 年 4 月より、くにみ幼稚園・国見小学校・県北中学校に通う子どもの給食費は無償です。			
要保護・準要保護児童生徒就学援助費	学校教育課	学校教育係	電話 585-2892
生活保護を受給している、あるいは世帯の総所得額が一定基準以下であり経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費などを援助する制度があります。			
● 対象者	町内に住所を有し、国見町立小中学校に就学している児童生徒の保護者で、町で定めた基準にあてはまる場合が対象になります。 <u>ただし、世帯の総所得額・資産状況・親族からの援助の状況などにより、必ずしも認定になるとは限りません。</u>		
● 援助される費目	学用品費、通学用品費、校外活動費 新入学児童生徒学用品費、修学旅行費など		
● 申請方法	在校生保護者には毎年 1 月、新小中学 1 年生保護者には入学前の 11 月に学校を通して（新小学 1 年生は幼稚園又は郵送）お知らせを配付しますので、期限までに「就学援助受給申請書」を学校の担任（幼稚園担任）へ提出ください。		

● 認 定	世帯全員の所得額や学校長の意見、民生委員の意見を参考にしながら認定いたします。認定結果は学校を通してお知らせいたします。	
● 支給方法	年 3 回（7 月、12 月、3 月）保護者名義の口座へ入金されます。	
特別支援教育就学奨励費		学校教育課 学校教育係 電話 585-2892
国見町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費等の一部の経費を援助する制度です。		
● 申請方法	毎年 6 月に小・中学校を通してお知らせしますので、期限までに「収入額・需要額調書」を学校の担任へ提出ください。 ※所得状況により、支給対象とならない場合があります。	
● 支給方法	年 3 回（7 月・12 月・3 月）、保護者名義の口座へ入金します。	
国見町奨学資金制度		学校教育課 学校教育係 電話 585-2892
町では、経済的な理由で修学することが困難な方のために、奨学資金制度を設けています。奨学資金には、在学中に無利子で長期間貸し付ける修学資金と入学時に無利子で貸し付ける入学支度資金の 2 種類があります。		
修学資金	貸与金額（月額）	貸与金額（月額）
高等学校	10,000 円以内	入学の年 4 月から最短修学期間 貸与終了（卒業）の 6 か月後から 10 年以内 に返還、無利子
高等専門学校	15,000 円以内	
大 学	20,000 円以内	
入学支度資金	貸与金額（月額）	貸与期間・返還方法
高等学校	15 万円以内	入学の年 4 月に入学支度資金として一括貸与 入学の年 4 月から最短修学期間内に返還、 無利子
大 学	25 万円以内	
● 申し込み	1 月上旬に、必要書類を記入のうえ学校教育課まで提出ください。必要書類等については、12 月に町広報等で募集の案内を掲載しますので事前にご確認ください。 ※世帯の所得状況等により、貸付ができない場合があります。	

子どもの病気やけが

子どもがいつ頃、どんな事故が起こりやすいか知り、事故を予防しましょう。

1 月齢・年齢別で見る起こりやすい事故

月・年齢	起こりやすい事故	事故の主な原因と対策
新生児	周囲の不注意によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤って上から物を落とす ● 上の子が抱き上げてけがをさせたり、物を食べさせたりする
	窒息	<ul style="list-style-type: none"> ● まくらや柔らかい布団に顔が埋もれる（硬めの布団等を使い、仰向けに寝かせる）
1～6か月	転落	<ul style="list-style-type: none"> ● ベッドやソファ、抱っこひも、ベビーカーなどから落ちる（大人用ではなく出来るだけベビーベッドで寝かせ、ベッドから離れるときは柵を上げる）
	やけど	<ul style="list-style-type: none"> ● 大人が子どもを抱いたまま熱い飲料をこぼす
7～12か月	転落・転倒・はさむ	<ul style="list-style-type: none"> ● 扉、階段、ベッド、ベビーカー、椅子
	やけど	<ul style="list-style-type: none"> ● アイロン、ポットや電気ケトルのお湯、炊飯器やスチーム加湿器の蒸気
	溺水	<ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽、洗濯機に落ちる（残し湯をしない）
	誤飲・中毒	<ul style="list-style-type: none"> ● たばこ、医薬品、化粧品、洗剤、コイン、ボタン電池、磁石など
	窒息	<ul style="list-style-type: none"> ● お菓子などの食品がのどにつまる
	車中のけが	<ul style="list-style-type: none"> ● 座席から転落（チャイルドシートで防止できる）
1～4歳	誤飲（中毒）	<ul style="list-style-type: none"> ● 行動範囲が広がり、あらゆるものが原因になる
	窒息	<ul style="list-style-type: none"> ● お菓子、豆、ナッツ類、ブドウ、ミニトマトなどの食品がのどにつまる
	転落・転倒	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段、窓、ベランダ（踏台になるものを置かない） ● 歯ブラシでの喉突き事故
	やけど	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす（テーブルクロスは使用しない）、ライター、マッチなどによる火遊び（子どもの手の届くところにライターなどを置かない）
	溺水	<ul style="list-style-type: none"> ● 入浴時、浴槽に落ちる、水あそび
	交通事故	<ul style="list-style-type: none"> ● 飛び出し事故（手をつないで歩く）

★たばこなど異物を誤飲し、処置がわからない場合はお問い合わせください。

公益財団法人 日本中毒情報センター

○大阪中毒 110 番 072-727-2499(24 時間 365 日対応)

○つくば中毒 110 番 029-852-9999(9~21 時 365 日対応)

○たばこ誤飲事故専用電話 072-726-9922(24 時間 365 日対応)

2 医療機関のかかり方

「かかりつけ医」をもって、まずは相談をしましょう。

★近隣の小児科・歯科★

公立藤田総合病院	電話 585-2121	赤井畑歯科医院	電話 585-5551
(医)武田小児科	電話 575-2439	あんどう歯科医院	電話 585-1183 (無料送迎専用電話 070-6955-1183)
(医)石川小児科内科 クリニック	電話 575-5523	ひまわりデンタル クリニック	☎585-1102
さとうファミリー クリニック	電話 574-2811	※診療日・時間等は、各医療機関にお問い合わせください。	
こばやし子ども・ 内科クリニック	電話 577-0663		
休日や夜間に受診 できる医療機関	「ふくしま医療情報ネット」のホームページをご活用ください。		

●重症の場合、命にかかわるような症状の場合は救急車・119番を!!

⇒落ち着いて次のことを伝えましょう。

- ・自分の名前、住所、電話番号
- ・子どもの名前、年齢、性別
- ・いつから、どうなったのか病状の説明

3 福島市夜間急病診療所

福島市上町 5 番 6 号 上町テラス 2 階
電話 525-7672

・受付時間 小児科 18:30~22:00

4 福島県子ども救急電話相談	<p>【電話番号】 短縮ダイヤル：#8000</p> <p>(固定電話プッシュ回線・携帯電話) または 024(521)3790 (IP電話・固定電話アナログ回線など)</p>
<p>夜、突然子どもの具合が悪くなった時など、「こども救急電話相談」をご利用ください。看護師や医師などが家庭での対処法などについてアドバイスします。</p> <p>【受付時間】 午後7時～翌朝8時〔年中無休〕 ※通話料は有料です。</p>	

5 こども緊急サポート	<p>【実施団体】 NPO法人 まごころサービス国見センター</p> <p>【連絡先】 国見町大字藤田字日渡四18番地1 電話 585-5923</p>
<p>病児、病後児などを含む一時預かり、子どもの送迎など、会員同士で助け合う組織です。子どもの世話をするスタッフ会員と世話をしてもらう利用会員があり、利用には登録が必要です。(登録料・利用料は有料)</p>	

6 病後児保育	<p>幼児教育課 幼児教育係 電話 585-2119 伊達市立梁川認定こども園 電話 577-0311</p>
<p>町では、保護者が仕事等により病気回復期の子どもを家庭で保育できない場合に、専用の施設で一時的にお預かりする病後児保育を実施しています。</p> <p>※利用するには事前登録が必要です。詳細は、伊達市立梁川認定こども園 または 幼児教育課 幼児教育係までお問い合わせください。</p>	
●実施施設	伊達市立梁川認定こども園
●対象児童	国見町在住の満1歳～小学校就学前までの子どもで、病気回復期にあるが、集団保育が困難であり、保護者の仕事等の都合により家庭保育が困難な子ども
●利用方法	事前に登録が必要です。伊達市立梁川認定こども園へご連絡のうえ、登録手続きを行ってください。
●利用料金	子ども1人につき4時間以内 1回 1,000円 4時間超 1回 1,500円
●保育時間	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分



子どもの虐待を防ぐために

<p>「しつけ」と「虐待」の違い</p>	<p>「しつけ」とは、子どもの発達や理解度に配慮しながら基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身に付けるよう働きかけることです。同じことをしているつもりでも、子どもに著しい苦痛を与えていたり、子どもの成長に悪影響を与えるような場合は「虐待」に当たります。</p>	
<p>身体的虐待の例</p>	<p>殴る、蹴る、たたく／首を絞める、激しく揺さぶる 家から閉め出す／拘束する</p>	
<p>ネグレクト (養育の放棄)の例</p>	<p>家や屋内の一室に閉じ込める／食事を与えない 病気でも病院に連れて行かない／ひどく不潔にする</p>	
<p>心理的虐待の例</p>	<p>言葉による脅し／無視する 子どもの前での家族への暴力(DV)／兄弟姉妹間の差別</p>	
<p>性的虐待の例</p>	<p>子どもへの性的行為／性的なものを見せる 児童ポルノの被写体にする</p>	
<p>子育てには楽しいことばかりではなく、辛く大変なこともつきものです。体罰や暴言を使わない、子どもに恐怖感を持たせないことはもちろん、身近な相談相手やストレス解消方法を見つけるなど親自身を守ることも考えましょう。</p>		
<p>虐待を起こさないためのポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに体罰や暴言を使わない ・子どもは親に恐怖心を持つとSOSを伝えられなくなる ・爆発寸前のイライラをクールダウンさせる自分なりの方法を見つけておく ・親自身もSOSを出そう ・子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援しよう 	
<p>虐待かなと思ったら</p>	<p>「もしかしたら虐待かも」「虐待をしてしまいそう」と思ったときは、迷わずご連絡ください。あなたの電話で救われる命があります。</p>	
<p>児童虐待に関する相談・通報窓口</p>		
<p>児童相談所 全国共通ダイヤル</p>	<p>189 (いちはやく)</p>	<p>24時間対応・最寄りの児童相談所へ繋がります</p>
<p>福島県中央児童相談所(福島市)</p>	<p>024-534-5101</p>	<p>上記で繋がらない場合</p>
<p>子どもと家庭 テレフォン相談</p>	<p>024-536-4152</p>	<p>電話相談専用</p>
<p>国見町役場 福祉課 社会福祉係 ほけん課 保健係</p>	<p>024-585-2793 024-585-2783</p>	<p>月～金 8:30～17:00 土・日・祝日、年末年始を除く</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・通報の際は匿名で結構です。 ・連絡者を特定できるよう情報は漏らしません。 ・連絡内容が間違っても連絡者に責任はありません。 <p>虐待かどうかは連絡先の相談機関が判断します。</p>		

身近な相談窓口

～ひとりで悩まずに相談しましょう～

1 国見町内の相談窓口			
相談窓口	所管内容	連絡先	相談日・時間
ほけん課 保健係	母子保健、予防接種、健康相談に関する事	585-2783	月曜から金曜 8:30～17:15 土・日・祝日、 年末年始を除く
ほけん課 国保係	子ども医療費助成に関する事	585-2785	
福祉課 社会福祉係	児童手当、障がい者福祉、ひとり親に関する事	585-2793	
教育委員会 学校教育課	小学校・中学校教育に関する事	585-2892	
教育委員会 幼児教育課	保育所、幼稚園、預かり保育、子どもクラブに関する事	585-2119	
くにみ幼稚園	幼稚園教育に関する事	585-2882	
国見町子育て支援センター（藤田保育所）	未就学児の子育てに関する事	585-2374	9:30～16:30 火曜・祝日・年末 年始を除く
国見町子育て支援センター（こども木育広場つながる～む）	未就学児の子育てに関する事	573-1330	
国見町社会福祉協議会	低所得世帯に対する教育支援資金に関する事	585-3403	月曜から金曜 8:30～17:00 日曜・祝日、 年末年始を除く
2 福島県相談支援機関			
福島県			
相談機関	相談内容	相談日時	
子どもと家庭テレフォン相談（児童相談所）	18歳未満の児童に関するあらゆる相談	☎024-536-4152 祝日、年末年始除く毎日 9:00～20:00	
こころの健康相談ダイヤル	心の病、不安、孤独など様々な悩みの相談	☎0570-064-556 祝日、年末年始除く毎日 9:00～17:00	
法務少年支援センター 福島（法務省）	子どもや保護者の心理相談、関係機関・団体への協力	☎024-557-7020 平日 8:30～12:00 13:00～16:30	

福島県教育委員会		
相談機関	相談内容	相談日時
ふくしま子ども LINE相談	児童生徒の学校生活や家庭生活など、いじめを含む様々な不安や悩みのLINEによる相談	毎日 17:00～21:00 各学校から配付されたパンフレットのQRコードから登録
ダイヤルSOS (教育センター)	学校生活や家庭生活に関すること(不登校、いじめ、集団生活、非行、体罰、子育て等に関する心配)	☎0120-453-141 月曜から金曜 10:00～17:00
ふくしま 24時間 子ども SOS	いじめ電話相談	☎0120-916-024 夜間・休日も含め 24時間体制
福島県警察本部		
相談機関	相談内容	相談日時
いじめ 110 番	いじめ電話相談	☎0120-795-110 月曜から金曜 (祝日、年末年始除く) 9:00～17:00
ヤングテレホン	少年問題全般	☎024-526-1189 月曜から金曜 (祝日、年末年始除く) 9:00～17:00
民間支援機関		
相談機関	相談内容	相談日時
福島県ひきこもり 相談支援センター	不登校やひきこもりなどの相談	☎024-573-0866 火曜から土曜 (祝日、年末年始除く) 9:30～17:30
福島いのちの電話	どこに相談してよいか分からないとき、悩みごと全般	☎024-536-4343 年中無休 10:00～22:00 (毎月第3土曜日は 10:00～22:00)
日本司法支援センター 法テラス	法的トラブルを解決するための法制度や相談窓口の情報提供 ※予約制法律相談(面談)	☎0570-078374 月曜から金曜 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00

県北地域を対象とした公的支援機関

相談機関	相談内容	相談日時
福島県 中央児童相談所	18歳未満の児童に関するあらゆる相談	☎024-534-5101 月曜から金曜 (祝日、年末年始除く) 8:30~17:15
県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	子育てや子どもについての相談	☎024-534-4155 月曜から金曜 8:30~17:15
	ひとり親家庭における困りごとの相談 DVなど、家庭関係で悩んでいる方の相談	☎024-534-4118 月曜から金曜 8:30~17:15
県北保健福祉事務所 生活保護課	生活保護について	☎024-534-4301 月曜から金曜 8:30~17:15
女性のミカタ 健康サポートコール	予期しない妊娠や女性のからだに関する相談	☎024-535-5615 月曜から金曜 9:00~17:00
福島県教育委員会 県北教育事務所	乳幼児から学校在学中の障がいのある子どもやLD、ADHD等特別な支援を要する子どもの相談	☎024-521-2818 月曜から金曜 10:00~17:00
福島労働局 ハローワーク福島	求職に関する相談	☎024-534-4121 月・水・金曜 8:30~17:15 火・木曜 8:30~18:30 第2・4土曜 10:00~17:00
福島わかもの ハローワーク	主に35歳未満の方を対象とした就職支援	☎024-529-6626 月曜から金曜 10:00~18:30
女性安全相談所 (福島警察署)	女性の安全に関する こと	☎024-522-1221 全日 10:00~18:00 福島警察署(駅前交番)



令和3年10月発行

国見町子育て応援ガイドブック

のびのび

<発行・企画・編集>

国見町教育委員会 幼児教育課 幼児教育係

福島県伊達郡国見町大字藤田字観月台 15

(観月台文化センター内)

電話 024-585-2119

FAX 024-585-2707

E-mail youji@town.kunimi.fukushima.jp

このガイドブックの内容は、令和3年10月現在のものです。
詳細ならびに最新の情報は、町ホームページを参照願います。